

2009年  
11月号

発行日 平成21年11月16日(第18号)  
(月1回/毎月15日発行)  
発行元 オフィスタ広報・宣伝部  
東京都新宿区西新宿5-8-1 第一ともえビル

特集1:『子育て世帯をとりまく公的支援について』  
/オフィスタ人事管理部

特集2:『年末調整について』  
オフィスタ総務部/監修:佐久間会計事務所

## オフィスタNEWS 第18号発行にあたって

日々寒さが増し、冬の到来を実感します。今年は春先からずっと新型インフルエンザに怯え、これからも季節性インフルエンザの心配は続きます。通常の風邪だとかえって病院に行きづらい状況ですが、ただの風邪でもこじらせると大変なので、みなさんもくれぐれもお気をつけください。

さて、今年も残り1ヶ月半。年賀状やお歳暮のCMなどを目にする、今年ももう終わりかあとしみじみする反面、主婦の方には一大行事の大掃除が待っています。大掃除のことを考えると気持ちが焦りますよね。計画性のある方はそろそろ始めているのかもしれませんが。忙しい時期が続きますが、気持ちをリラックスさせて今年やり残したことはないか思い返してみるのも良いですね。まだ1ヶ月半もあると思えば、今年中に間に合うかもしれませんよ。

“はたらきたいという気持ちを大切に“そして”  
”家庭もお仕事も大切に“

オフィスタは仕事と家庭の両立を目指してはたらく女性/ママさんを応援します。

今回のオフィスタNEWSもお気軽に読んでくださればと思います。



- オフィスタのホームページをご覧になったことがありますでしょうか? オフィスタではWEB上でも色々なお仕事、メルマガバックナンバー、Q&Aなど有益なコンテンツを揃えております。

アドレスは下記↓

<http://www.offista.com>



お問合せ先 : Mail. [info@offista.com](mailto:info@offista.com)  
TEL.0120-178-172 (フリーダイヤル)  
FAX.03-5245-4640

編集 オフィスタ広報・宣伝部 メルマガ担当係  
発行 日本プランニング株式会社 <http://www.offista.com>  
はたらく女性を応援します/育児とお仕事 人材派遣のオフィスタ  
※オフィスタNEWSバックナンバーも上記から閲覧できます。

(C)2009 OFFISTA

## ★☆☆特集1★☆☆

『子育て世帯をとりまく公的支援について』

/オフィスタ人事管理部

去る10月15日付の発表で、厚生労働大臣より「子育て応援特別手当(平成21年度版)」について、その執行を停止することが正式に決定されました。支給対象年齢に近いお子様をお持ちの方には関心の高いニュースではないでしょうか。

(詳しくはオフィスタ・ハケンニュース 10/15 付記事参照。アドレスは下記より)

「子育て応援特別手当」と「子ども手当」ってどう違うの?という方のために、この両者を解説してみます。

「子育て応援特別手当」とは、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の子育て負担に対する配慮を目的として、児童一人あたり3万6千円を支給するというもの。平成20年度版の支給対象となったのは「小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれであって、且つ第二子以降の児童」です。

この制度、3~5歳という年齢だけで対象者が決定されることから、かねてより不公平、不平等であるといった声が多く聞かれていました。「うちは一番上が平成15年生まれ、二番目は17年の5月、末の子は19年。子どもが3人もいるのに1人も該当しない。上の2人は幼稚園に通っていてお金がかかるのに・・・」私もこんな話を耳にする機会がありました。

年齢で対象者を決める理由として、幼児教育期の子育てを支援することを挙げているのですから、まさに幼児教育の現場である幼稚園や保育園に通わせながらその手当を受けられないとなれば、親の持つ不公平感は当然と言えるかもしれません。

今年度は、「現下の不況下で全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当(3歳から5歳、年3万6千円)を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施する」とされていたのですが、新しい「子ども手当」の創設に伴い制度は廃止され立ち消えてしまう運びと

なったようです。

その「子ども手当」ですが、こちらは中学終了までの子どもに月額2万6千円を支給するとされています。所得制限も設けられないようです。支給開始時期については、来年6月中の支給開始を目指すことが明らかにされました(初年度は半額の1万3千円)。子ども手当での支給が開始されれば現行の児童手当は廃止されます。

子ども手当での制度についても、配偶者控除・一般扶養控除の廃止を前提としているため結果的に増税となる世帯が出てくる、十分な財源を捻出できるか、といった点を問題視する意見があります。子どもの有無やその年齢、妻が働いているか否か等により、年間の負担の増減が決まりますから、ご自分がどのケースに当てはまるのかがみなさんの一番気になるポイントだと思います。

しかし、子ども1人につき毎月2万6千円を受け取れるということになれば、多くの子育て世帯の経済的負担の軽減に繋がることは間違いないでしょう。

その他、高等学校教育の無償化、保育所の待機児童対策、不妊治療に対する保険適用の検討など、子どもを産み育てる環境を整えるべく数々の政策が打ち出されています。

どのような制度を設けても、全ての方がその恩恵を受け、誰の負担も伴わないというのは不可能なことでしょう。しかし、できるだけ民意を反映し皆が納得できる形で社会のシステム作りを実行してほしいと思います。子どものいる世帯、仕事を持つ女性がワークライフバランスを確保し安心して、安定した生活ができるよう、子育て支援の一層の強化を期待しています。オフィスタという会社ではたらく1人として、そして育児と仕事の両立を目指す1人の親として、今回の特集題目を聞き、慣れないながらも筆をとらせていただきました。

オフィスタ・ハケンニュースは下記から閲覧できます  
<http://offistapress.1616bbs.com/bbs/>

## ★★特集2★★

### 『年末調整について』

/オフィスタ総務部

/監修:佐久間会計事務所(オフィスタ税理顧問)

今年も年末調整の時期になってきましたので、オフィスタでははじめての方もいらっしゃるかと思いますので、年末調整についての手続きも含めて解説しておきます。

給与の支払者（オフィスタ）は、毎月の給与の支払いの際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税の源泉徴収をすることになってはいますが（毎月のお給料から引かれているはずですが）、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、みなさまの年間の給与総額について納めなければならない税額と、実は一致しないのが通常なのです。

この一致しない理由は、その人によって異なりますが、主な理由としては、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与額に変動がないものとして作られているが、実際は年の途中で給与額に変動があること、②年の途中で扶養親族に異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、③配偶者特別控除や生命保険料、地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていること等が挙げられます。

このような不一致を精算するために、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算して、それまでに徴収した税額との過不足を求め、その差額を徴収又は還付することが必要になります。この精算手続きのことを「年末調整」と呼んでいます。

一般に給与所得者は、一つの勤務先から受ける給与以外に所得がない、あるいは給与以外の所得があってもその額が少額であるという人が殆んどです。したがって、このような大部分の人について、勤務先で年末調整により税額の精算が出来るということは、確定申告などの手続きを行う必要がないわけですから、便利であり且つ非常に大切な手続きといえます。

#### 年末調整の対象となる人

- ① 1年を通じて勤務している人
- ② 年の途中で就職し、年末まで勤務している人
- ③ 年の途中で退職した人の内、a～eに該当する人
  - a. 死亡により退職した人
  - b. 著しい心身障害のため退職した人でその退職の時期からみて本年中に再就職の見込みがない人

- c. 12月中に支給期の到来する給与支払いを受けた後に退職した人
- d. パートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払いを受ける給与の総額が103万円以下である人
- e. 年の途中で海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人

実際にオフィスタの場合ではどのような手続きになるかということ、年末調整の対象額は平成21年1月～12月までの収入になります。（実際に支給された給与が対象になりますので、オフィスタでは毎月の給与は翌月支給ですので実際にはH20年12月分給与～H21年11月分給与までが対象になるということです。）

#### 【12月の時点でオフィスタで就業されている方】

年末調整についての提出資料をご自宅に郵送いたしますので必要書類を揃えて返信いただきます。なお、本年度中にオフィスタ以外の会社からも給与を受けている人はその会社から源泉徴収票を発行してもらい併せてオフィスタへご提出下さい。

#### 【12月の時点でオフィスタで就業されていないが、H21年1月～11月の間にオフィスタから給与支給を受けている方】

源泉徴収票をご自宅に郵送いたしますので、12月時点でご勤務されている会社へご提出下さい。なお、12月の時点でどこの会社にも就業されていない方はH22年3月に税務署で確定申告をしてください。

オフィスタで一度でも就業されたことのある関係者のみなさまにおかれましては、現在オフィスタでの就業の有無を問わず、必要に応じてオフィスタ顧問税理士へのご相談も可能です。お問い合わせはオフィスタ総務部までご連絡下さい。

国税庁ホームページより更に詳細な資料もダウンロードできますので併せてご活用下さい。

「年末調整がよくわかるページ」／国税庁  
<http://www.nta.go.jp/gensen/nencho/index.html>

「平成21年分年末調整のしかた」リーフレット／国税庁  
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/nencho2009/pdf/00.pdf>

「平成21年版給与所得者と年末調整」リーフレット／国税庁  
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/riifuretto2009/01.htm>

## ★☆オフィスタ健康管理コーナー★☆

### 『冬季性うつ病』 / オフィスタ広報・宣伝部

冬季性うつ病と呼ばれる季節性感情障害が増えるこの時期。主な症状は、

- 以前はうまく出来た仕事がスムーズに処理出来ない
- 集中力が明らかに落ちている
- 何だか悲しくて泣けてくる
- 自己嫌悪に陥りやすい
- 睡眠時間が長くなり朝起きられない
- 出来れば一日中横になって過ごしたい
- とにかく炭水化物がたくさん食べたい
- 体重の増加が激しい

等の症状が晩秋から冬の間だけにだけ出るそうです。

冬場に太る原因にもなると言われるこの症状。

その原因といわれているのが、**日照時間の季節変動**にあり、冬場、日照時間が短くなって、光による刺激が減ると、体内時計と深い関わりのある脳内物質のメラトニンが過剰に分泌され、脳の神経伝達物質であるセロトニンの分泌量が減ります。メラトニンが増えると睡眠のリズムが崩れ常に睡眠不足のような状態になり、セロトニンが不足すると何をやるにもやる気が出ず、代謝が落ち、脳内にエネルギーを補給する為に糖分や炭水化物を強く欲するようになるのです。

代謝が落ちてカロリー摂取過多になれば、太りやすくなってしまふのは当然と言えます。

元々、緯度の高い北欧やイギリスなどの地域で発症率が高いのは、日照時間の短さのせいと考えられていますが、日本でも、関東地方に暮らしていた人が東北や北海道に移住した途端、冬季うつ病を発症する例があるといわれています。また、日照時間の短い北国でなければ関係ないわけではなく、**都市部においても昼夜逆転の生活をしたり、屋外に出る機会が減って太陽の光を浴びなくなる事で影響を受けている人が増えている**と言われていいます。

病院での治療法は投薬の他に光を定期的に当てる「光線療法」で症状の改善が見られるそうですが、そうなる前に日の光を浴びるよう心がけましょう。

ただし、紫外線による肌への悪影響も考えられますので、紫外線の弱い朝日を浴びられる時間帯に散歩をするなど、対策はしっかりしておきましょう。

## ★☆育児中ママさんお助けコーナー★☆

### オフィスタ総合管理室

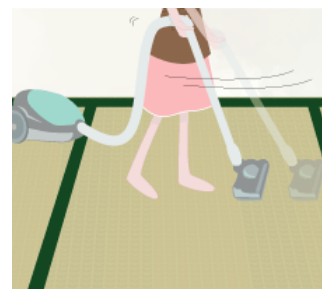
忙しいとついつい掃除機かけが雑になっていませんか？

平日は気付かないけど、週末になると部屋の汚れが気になるというのはたらくママさんの話をよく聞きます。

「毎日掃除機はかけてるのに・・・」でもそれってチャチャッと掃除ではないですか？どうせ掃除機をかけるなら、手早く多くのゴミを吸い取ってしまいたいですよね。

簡単便利な掃除機ですが、コツがあります。コツを身につけ、週末はゆっくりしませんか？

- ① 背筋を伸ばして正しい姿勢でかける、ノズルを床面と平行に保ち、ぴったり密着させることが大切。その為には、掃除機を押したときと引いたときの距離が自分の身長約半分になるように動かすのがコツ。腰をかがめてノズルを遠くまで届かせようとするとノズルの先が浮き上がり、2割もゴミが取りづらくなります。
- ② ノズルの往復はゆっくり時間をかける  
せわしなく掃除機を前後に動かすのは効率の悪いかけ方です。ノズルを1往復させるのに時間をかければかけるほど、ゴミが多くとれます。いつもの倍の時間（3～4秒）かけるつもりでゆっくりのんびりとノズルを往復させるよう心がけましょう
- ③ 押すときだけでなく引くときも丁寧に  
ノズルを引くときのほうが、ノズルと床の密着性が高くなります。特にじゅうたん用の回転ブラシは引くときにゴミが良く取れます。中でも糸くずや髪の毛がよく取れます。



(出典：(株) 扶桑社 「最強のお掃除テキスト」)

## ☆☆Q&Aコーナー☆☆

投稿：Y.Nさん 32歳女性

**Q.** 職場での喫煙についてお尋ねします。今の職場は分煙がされておらず、各自の机上でも喫煙ができる職場です。私はタバコを吸わないのですが、就業時に「禁煙や分煙の職場ではないが、それでもよいか？」と派遣会社の人に聞かれましたが、了承して就業しました。しかし、最近になってタバコ環境が厳しくなってきてしまいました。現在の職場やお仕事を気に入っているので辞めたくはありません。このような際はどのようにしたらよいのでしょうか？

**A.** まず、派遣会社の担当者に対して、派遣先に、「事業所は健康増進法の規定に基づいて禁煙・分煙の措置をとらなければならないこと、就業環境を適正に維持することは派遣法で認められている派遣先の責任であること」を内容とする申し入れをしてもらうように相談してみてもいいでしょうか。

但し、派遣会社の担当者がその申し入れをしたが派遣先が適正な措置をとらなかったとしても、強制力はありませんので注意が必要です。

あなたとしては派遣先の就業環境を理由に辞めることはできますが、辞めたくないとのことですので、派遣会社・派遣先の担当者とよく相談する機会を持つことが大事です。

例えば、就業前にあなたが禁煙・分煙の措置がされていることが就業条件であることを派遣先に伝えていたり、そのことを派遣会社の担当者が知っていた場合は労働条件(文書でなくとも口頭で確認されているのであれば労働条件になります。)となっていますので、労働条件違反を理由として労働契約を解除することができます。しかし、今回のケースでは就業前に「禁煙・分煙されていない」旨の報告を受け、それを承諾のうえ就業されているのですから責任を追求することは難しいと思います。よって、まずは派遣会社の担当者とよく話し合って改善又は解決策を見つけていくことが最良だと思います(大滝)

…<そのほかの気になるお仕事の疑問募集中>……

お仕事に関する疑問なんでもどしどしお寄せ下さい。オフィスタの顧問社労士をつとめる大滝先生(神奈川県立産業技術短期大学講師)と馬場先生(馬場社会保険労務士事務所長)がお答えしてくれます。

▼あなたのお悩みも受け付け中。仕事や職場に関する疑問をお寄せください！

▼過去のQ&Aバックナンバーはオフィスタ・ホームページからダウンロードできます。

<http://www.offista.com/coffee/index/coffee.html>

## ☆☆オフィスタ・ニュース☆☆

オフィスタ総務部

オフィスタで公開しています Weekly ブログ『育児とお仕事についてオフィスタからの考察』も第60話まで到達しました。週1回更新のブログですが、職場事情・雇用情報・就職活動のお助けメモ・職場での評価ポイント・Q&Aと幅広いジャンルで書き綴っていますので、お時間のあるときにでも是非のぞいてみてください。



オフィスタ・ブログはオフィスタ公式HP内のコーヒークーナーからご覧になれます。

<http://www.offista.com/coffee/index/coffee.html>

### 派遣クイズ

お仕事を続けていく中で人間関係が広がるにつれ、「人を紹介する」という機会が出てくるでしょう。以下はそれぞれの立場の人を紹介する順番の原則です。順序として**適切ではない**と思われるものを選んでください。

- | 先       | 後      |
|---------|--------|
| ① 社内の人  | → 社外の人 |
| ② 役職が上  | → 役職が下 |
| ③ 複数    | → 1人   |
| ④ 身内・家族 | → 他人   |



(答えは最終ページ)

## ☆☆お仕事情報コーナー☆☆

### 会計事務所での一般事務特集

一般事務・経理補助業務のお仕事です。会計事務所です。実際に業務に携わることで、経理のお仕事や会計業務のスキルアップを目指す方にお勧めです。

勤務形態：派遣

勤務期間：長期

勤務地：新宿・上野・池袋・四ツ谷・高田馬場

(※それぞれ異なる会計事務所です)

勤務時間：月～金 9:00～18:00

(※各事務所により若干異なります)

業種/職種：一般事務・経理補助業務

スキル・経験：簿記2級程度の知識または経理実務経験者優遇

※各事務所により諸条件が若干異なりますのでご希望の際はオフィスタ人事管理部まで事前にお問い合わせ下さい。

このお仕事はメルマガ愛読をいただいている方の応募を優先に選考のお仕事です。エントリーはメールまたはお電話にて受付けております。

いいお仕事との出会いは一瞬です。

“明日からではなく”

<http://www.offista.com>

## ☆☆編集後記☆☆

### 〇おわりに

近頃上着が必要な日が増えてきましたね。日も短くなり、確実に冬が近づいている気配ですが、冬と言えば、もはや恒例ともいえるほど毎年のようにインフルエンザが蔓延しますが、みなさま感染予防の対策は万全でしょうか？

季節性のものに加え、新型に感染して重症化する例も聞かれます。今年は季節性のワクチンの数が少なく、早めの接種を促す文書も目にしました。私の近所の小児科では新型の予約が始まっています。

予防接種と合わせて、不要な外出は避ける、帰宅後ははうがい・手洗いの徹底を心がけるなどして何となくインフルエンザの感染を避けたいものですね。

Yakka 記

### オフィスタ NEWS 第18号作成委員

編集長 kazuyo オフィスタ広報・宣伝部

編集 naosan オフィスタ総合管理室

監修 makoto オフィスタ総務部

執筆 SANO オフィスタ広報・宣伝部

Reiko オフィスタ総合管理室

Yakka オフィスタ人事管理部

協力 大滝岳光社会保険労務士事務所

馬場実智代社会保険労務士事務所

佐久間会計事務所(協力・監修)

出典 「最強のお掃除テキスト」/扶桑社

…<メルマガ オフィスタ NEWS について>…

★お問い合わせ先

●配信停止

<http://www.offista.com/mailout.html>

●メールアドレス変更

<http://www.offista.com/melmaga.html>

●プライバシーポリシー

<http://www.offista.com/privacy.html>

●バックナンバーは下記からダウンロードできます

<http://www.offista.com/melmaga.html>

### 派遣クイズの答え：③「複数→1人」が不適切

1人対複数名の場合には、1人の方を先に紹介するのが通例です。よって③が適切ではありません。

紹介は、基本的に立場が上だったり、お客さまであったりする人に、「こちらはうちの会社の〇〇です」とまず最初に紹介します。その観点で考えれば、①～④はすぐに正解が導き出せるはずですよ。

なお、上司が複数の時は、②の通り、役職が高い順に紹介していきましょう。人を紹介する際には、両者の間に立ち、手のひらを上にして紹介される人へ向け、役職名・名前等を伝えます。適切な紹介のマナーを覚えていれば、その人物を紹介すると同時にあなた自身のビジネスマナーも評価されることですよ。

MEMO :

このメールはオフィスタ・メルマガ希望者及びオフィスタ関係者へお送りしております。

この内容に覚えがない場合や、システムに関するお問い合わせは下記まで。

お問い合わせフリーダイヤル/0120-178-172

お問い合わせ受付時間/9:30~17:30(土・日曜日、祝日を除く)